

平成26年3月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市長直轄組織として政策推進室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、健康福祉部、産業観光部及びまちづくり推進部を設置する。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>市長直轄組織及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>政策推進室</p> <p>(1) <u>公共交通政策及び交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市有財産の総合的土地活用政策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特命事項に関すること。</u></p> <p>(4) <u>セーフコミュニティに関すること。</u></p> <p>(5) <u>安全・安心のまちづくりに関すること。</u></p> <p>企画管理部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>(1) 生涯学習及び文化行政に関すること。</p> <p>(2) 市民協働及び市民活動に関すること。</p> <p>(3) 人権擁護の推進及び啓発に関すること。</p> <p>(4) 地球環境子ども村に関すること。</p> <p>総務部</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>政策推進室並びに部として企画管理部、生涯学習部、総務部、環境市民部、健康福祉部、産業観光部及びまちづくり推進部を設置する。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>政策推進室及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>政策推進室</p> <p>(1) <u>公共交通政策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>大規模スポーツ施設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特命事項に関すること。</u></p> <p>企画管理部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>(1) 生涯学習及び文化行政に関すること。</p> <p>(2) 市民協働及び市民活動に関すること。</p> <p>(3) 人権擁護の推進及び啓発に関すること。</p> <p>(4) 地球環境子ども村に関すること。</p> <p>(5) <u>スポーツに関すること</u></p> <p>総務部</p>

- (1) 市議会及び行政一般に関すること。
- (2) 非常備消防及び防災に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 文書及び統計に関すること。
- (5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。
- (6) 予算その他財務に関すること。
- (7) 税に関すること。

(8) 他の部の主管に属さない事項に関すること。

環境市民部

(1)～(5) (略)

健康福祉部

(1)～(3) (略)

産業観光部

(1)～(4) (略)

まちづくり推進部

- (1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 都市整備に関すること。
- (4) 道路、河川その他の土木に関すること。
- (5) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。
- (6) 住宅及び建築に関すること。

- (1) 市議会及び行政一般に関すること。
- (2) 非常備消防及び防災に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 文書及び統計に関すること。
- (5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。
- (6) 予算その他財務に関すること。
- (7) 税に関すること。

(8) 交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。

(9) セーフコミュニティに関すること。

(10) 安全・安心のまちづくりに関すること。

(11) 他の部の主管に属さない事項に関すること。

環境市民部

(1)～(5) (略)

健康福祉部

(1)～(3) (略)

産業観光部

(1)～(4) (略)

まちづくり推進部

- (1) 桂川治水対策並びに国道及び府道の整備促進に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 都市整備に関すること。
- (4) 道路、河川その他の土木に関すること。
- (5) 交通安全対策施設及び駐輪対策に関すること。
- (6) 住宅及び建築に関すること。
- (7) 法定外公共物に関すること。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(亀岡市社会体育施設条例の一部改正)
- 2 亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。
本則（第2条の2第1項及び第13条第4項を除く。）及び別表第2中「教育委員会」を「市長」に改める。
第2条の2第1項中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。
第13条第4項中「亀岡市教育委員会」を「市長」に、「が教育委員会」を「が市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。
(亀岡市市民プール条例の一部改正)
- 3 亀岡市市民プール条例（平成9年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。
第5条中「亀岡市教育委員会」を「市長」に改める。
(亀岡市交通安全対策会議条例の一部改正)
- 4 亀岡市交通安全対策会議条例（昭和47年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第7条中「政策推進室」を「総務部」に改める。

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p><u>(4)</u> 職員の分限及び懲戒処分^の状況</p> <p><u>(5)</u> 職員のサービスの状況</p> <p><u>(6)</u> 職員の研修及び勤務成績の^{評定}の状況</p> <p><u>(7)</u> 職員の福祉及び利益の^{保護}の状況</p> <p><u>(8)</u> その他市長が必要と認める事項</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p><u>(4)</u> <u>職員の休業の状況</u></p> <p><u>(5)</u> 職員の分限及び懲戒処分^の状況</p> <p><u>(6)</u> 職員のサービスの状況</p> <p><u>(7)</u> 職員の研修及び勤務成績の^{評定}の状況</p> <p><u>(8)</u> 職員の福祉及び利益の^{保護}の状況</p> <p><u>(9)</u> その他市長が必要と認める事項</p>

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
13	スポーツ推進委員 年額 <u>27,000円</u>	13	スポーツ推進委員 年額 <u>36,000円</u>

亀岡市特別会計条例（昭和39年亀岡市条例第8号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 亀岡市曾我部山林事業特別会計</u> 山林造成事業を行うため</p> <p><u>(8) 亀岡市上水道事業会計</u> 上水道事業を行うため</p> <p><u>(9) 亀岡市下水道事業会計</u> 下水道事業を行うため</p> <p><u>(10) 亀岡市病院事業会計</u> 病院事業を行うため</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる特別会計においては、当該各号に掲げる事業収入、財産処分金、一般会計繰入金、一般会計出資金、借入金及びその他の諸収入を<u>もってその歳入とし</u>、当該事業費、財産造成費、一般会計繰出金、借入金の償還金又は利子及びその他の諸支出を<u>もってその歳出とする</u>。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前、特別会計を<u>もって</u>経理していたこの条例第1条各号に掲げる事業等に係る歳入及び歳出は、この条例に基づく当該特別会計の歳入及び歳出とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 亀岡市土地取得事業特別会計</u> <u>公共用地の先行取得事業を行うため</u></p> <p><u>(8) 亀岡市曾我部山林事業特別会計</u> 山林造成事業を行うため</p> <p><u>(9) 亀岡市上水道事業会計</u> 上水道事業を行うため</p> <p><u>(10) 亀岡市下水道事業会計</u> 下水道事業を行うため</p> <p><u>(11) 亀岡市病院事業会計</u> 病院事業を行うため</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる特別会計においては、当該各号に掲げる事業収入、財産処分金、一般会計繰入金、一般会計出資金、借入金及びその他の諸収入を<u>もってその歳入とし</u>、当該事業費、財産造成費、一般会計繰出金、借入金の償還金又は利子及びその他の諸支出を<u>もってその歳出とする</u>。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前、特別会計を<u>もって</u>経理していたこの条例第1条各号に掲げる事業等に係る歳入及び歳出は、この条例に基づく当該特別会計の歳入及び歳出とする。</p>

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第118条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p>	<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第118条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1) 年齢12歳未満の者</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(3) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行に参加する児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者</u></p> <p>2 <u>前項第3号の規定により入湯税の課税免除を受けようとする学校の長は、第121条の特別徴収義務者を經由して、修学旅行に係る宿泊施設名、宿泊日、対象者数等を記載した証明書を市長に提出しなければならない。</u></p>

亀岡市財政調整基金条例（昭和49年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金の積立ては、次に掲げるものをもってこれに充てる。</u></p> <p><u>(1) 毎年度決算において生じた剰余金の2分の1の額。ただし、次年度の財源として繰り越す必要がある額が、決算剰余金の2分の1の額を超えるときは、その超える額を差し引いた額とする。</u></p> <p><u>(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の3に規定する積立て</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号の<u>一</u>に _____ 該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 <u>基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。</u></p> <p><u>2 決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 403 1093 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="250 403 591 443">名 称</th> <th data-bbox="591 403 1093 443">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 443 591 483">亀岡市立亀岡幼稚園</td> <td data-bbox="591 443 1093 483">亀岡市下矢田町1丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 483 591 528">亀岡市立第2亀岡幼稚園</td> <td data-bbox="591 483 1093 528">亀岡市大井町並河検見ヶ上13番地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	亀岡市立亀岡幼稚園	亀岡市下矢田町1丁目1番1号	亀岡市立第2亀岡幼稚園	亀岡市大井町並河検見ヶ上13番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名 称 亀岡市立幼稚園</p> <p>位 置 亀岡市大井町並河検見ヶ上7番地</p>
名 称	位 置						
亀岡市立亀岡幼稚園	亀岡市下矢田町1丁目1番1号						
亀岡市立第2亀岡幼稚園	亀岡市大井町並河検見ヶ上13番地						

亀岡市社会教育委員設置条例（昭和30年亀岡市条例第42号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定数及び任期)</p> <p>第2条 委員の定数は12人とし、その任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(定数及び任期等)</p> <p>第2条 委員の定数は12人とし、その任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から亀岡市教育委員会が委嘱する。</u></p>

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)	
別表（第22条、第22条の2関係）		別表（第22条、第22条の2関係）	
し尿	(1) 従量制	18リットルにつき 210円 (18リットル未満は18リットルとみなす。)	1リットルにつき 15円
(略)		(略)	
不燃物	指定ごみ袋 中型 (30リットル)	1枚につき30円	指定ごみ袋 中型 (30リットル) 1枚につき30円 小型 (15リットル) 1枚につき15円

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行				改 正 後 (案)			
別表（第2条、第7条関係）				別表（第2条、第7条関係）			
亀岡市蕨田野町天川	木造平家建て	<u>8戸</u>	1,000円	亀岡市蕨田野町天川	木造平家建て	<u>7戸</u>	1,000円

亀岡市食肉センター条例（平成17年亀岡市条例第42号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</p> <p><u>(1) 土曜日及び日曜日</u></p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）</u></p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</p> <p><u>(1) 水曜日</u></p> <p><u>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）</u></p>